

## 業務委託契約書（案）

収入  
印紙  
貼付

佐賀県（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、令和8年度能力開発eラーニング研修業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、別紙業務委託仕様書に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

### （委託期間）

第2条 業務の期間は、契約締結の日から令和●年●月●日までとする。

### （委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金●●円（うち消費税額及び地方消費税額●●円）とする。

### （契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金●●円を甲に納付しなければならない。（又は、契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第●号により、これを免除する。）

### （委託業務の処理方法）

第5条 乙は、業務を甲が別に定める令和8年度能力開発eラーニング研修業務委託仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

### （再委託の禁止）

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

2 前項の場合において、乙は、再委託した業務のすべてについて責任を負わねばならない。

### （権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### （実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の変更)

第9条 やむを得ない事情により業務の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議し、契約内容を変更できる。

(完了報告書の提出)

第10条 乙は、業務が完了したときは、速やかに完了報告書(様式第1号)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内にその内容を検査し、適正と認めたときは、これを乙に通知するものとする。

(委託料の請求及び支払い)

第11条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、委託料の支払いを甲に請求することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求書(様式第2号)を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

3 乙は、甲が自己の責めに帰すべき理由により、前項の委託料の支払いを遅延した場合は、年3.0%の割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号いずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰する事由により、この契約に違反したとき。

(2) 乙が契約期間内に業務が完了しないとき、又は、完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当するものであることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合には、委託料の10分の1に相当する額を違約金として、乙に対し期限を定め請求するものとする。
- 4 乙は、第3項の規定による請求に対し、甲の定める期間内に支払うことができない場合には、期限の翌日から返還するまでの日数に応じ、返還すべき金額に対して、年3.0%の割合で計算した額を、甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

- 第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、業務の実施について、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
  - 3 前2項に定めるもののほか、業務の実施につき生じた損害は、甲の責めに帰する事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(秘密の保持)

- 第14条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

- 第15条 乙は、業務を処理するための甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

- 第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

- 第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

Ⓢ

乙

Ⓢ